

「消費生活専門相談員」資格更新対象者の皆様へ

独立行政法人国民生活センター
教育研修部資格制度課

「消費生活専門相談員」2024年度の資格更新について

2024年度の資格更新手続きについては、2024年3月29日（金）、ご案内書類をご登録住所へ特定記録郵便により発送いたしました。本年度の更新対象者は次の通りです。

- ① 資格認定証の有効期限が**2025年1月14日**の者
(お手持ちの資格認定証の登録番号が「20」から始まる者)
- ② 更新を延期している者
※この区分において、資格更新を申出ることができるのは、
お手持ち最新の資格認定証記載の有効期限から4年後の1月末日です。
- ③ 資格を手放す(放棄) 手続きをした後、復帰希望を申出た者
※手放した後、資格更新(復帰)を申出ることができるのは、
お手持ち最新の資格認定証記載の有効期限から4年後の1月末日です。

転居等に伴う連絡先変更のお申出や、転送配達の手配等をされていない場合、ご案内が届かないことで更新が行えず、資格認定が失効する場合があります。

上記事情等により案内書面が届いていない場合や、連絡先変更等のご提出漏れにお心当たりの方は、2024年4月19日（金）までに、下記のお問合せ先へお知らせください。

更新手続き（または更新延期の申出）を行わなかった方、更新要件を満たせず手続きが完了できなかった方には、以降、書面によるお申出がない限り、更新案内の書面送付は行われません。

お問合せ先

独立行政法人国民生活センター 教育研修部資格制度課
〒108-8602 東京都港区高輪3-13-22
TEL：03-3443-7855（平日9:30-12:00/13:00-18:15）